

つくばみらい市水道事業管理規程第 8 号

つくばみらい市水道事業及び下水道事業管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年 3月 27日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市水道事業及び下水道事業管理規程の一部を改正する規程

つくばみらい市水道事業及び下水道事業管理規程（平成18年つくばみらい市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

専決事項		部長	課長	備考
起工及び契約の締結	工事	1, 0 0 0 万円未満	1 3 0 万円未満	担当部長以上 は総務部長と 財政課長合議
	委託業務	5 0 0 万円未満	5 0 万円未満	
	物品の購入	3 0 0 万円未満	8 0 万円未満	
	物品の借入れ			
	その他			
業者の指名	工事	1, 0 0 0 万円未満	1 3 0 万円未満	担当部長以上 は総務部長と 財政課長合議
	委託業務	5 0 0 万円未満	5 0 万円未満	
	物品の購入	3 0 0 万円未満	8 0 万円未満	
	物品の借入れ			
	その他			
予定価格の決定	工事	1, 0 0 0 万円未満	1 3 0 万円未満	
	委託業務	5 0 0 万円未満	5 0 万円未満	
	物品の購入	3 0 0 万円未満	8 0 万円未満	
	物品の借入れ			
	その他			

」を